

# 鳥の所有権放棄及び譲渡契約書

鳥の飼主（以下「甲」という）と TSUBASA（以下「乙」という）は、甲の管理下で暮らしていた別紙「飼主と鳥の履歴確認書」記載の鳥（種類（ ））（名前（ ））（以下「鳥」という）に関し、以下の通り契約（以下「本契約」という）する。

## 第1条（基本原則）

甲および乙は、鳥の福祉を最優先に、相互信頼と協調の精神に則り本契約を誠実に履行することを約する。

## 第2条（所有権の放棄・移転・鳥の引渡し）

- 1 本契約の締結日を以って、甲は、鳥の所有権を放棄し、その所有権を乙に移転する。
- 2 本契約の締結日を以って、甲は、乙に鳥を引渡す。

## 第3条（鳥に関する取り決め）

甲は、次の内容に同意した。

- 1 乙が、それぞれ鳥のニーズ、適応性、問題行動の更生、人間への信頼など、多方面から考慮・審査し、その鳥にとって最良のプログラム（里親又はサンクチュアリ）を選択する全責任及び全権限を持つこと。
- 2 乙への鳥の引渡し後は、甲が鳥と面会ができなくなること。
- 3 乙への鳥の引渡し後は、乙から甲に対し、鳥に関する報告がされないこと。

## 第4条（甲の責務）

- 1 甲は、次の事項に関し、乙から求めがあった場合は、速やかに提出ないし協力する。
  - ① 付属書類種で登録票が必要な鳥の場合、登録票及び関係書類
  - ② その他本契約の意図と目的を達成するために必要な書類
- 2 甲は、本契約締結日前の段階において、鳥の唯一の所有者であり、その所有権を乙に譲渡する全権利を持っており、ほかにこの鳥の所有者や抵当権者がいないことを確約した。

## 第5条（免責）

甲は、前条の事項に関して虚偽の申請をした場合、または本契約が不履行となった場合、これらの損害、被害や経費は甲が負担し、乙、乙の責任者、役員、従業員、ボランティアスタッフ、関係者などは一切責任に問われない。

## 第6条（協議解決）

甲と乙は、本契約の定めなき事項および疑義が生じた事項については、甲乙の誠実な協議のうえこれを解決する。

## 第7条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、乙の所在地を管轄とする簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

## 第8条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成

員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3 甲が本条第1項ないし第2項各号のいずれかに反したと認められることが判明した場合、または虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙は催告等の手続きをせずに本契約を解除することができる。

その際、甲は一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより乙に損害が生じた場合は甲の責任とし、その損害を賠償するものとする。

本契約の成立の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印<sup>きめいなづいん</sup>のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)  
住所

氏名 印

(乙)  
住所 埼玉県新座市中野2-2-22

氏名 NPO 法人 TSUBASA  
代表理事 松本 壮志 印